

## 経営者のための 法律相談 Q&A ～ 刑事ドラマの不思議の巻 ～

&lt;その10&gt;

皆さんは、弁護士〇〇の事件簿とか、女検事〇〇とか、2時間ものの刑事ドラマを見たりしませんか？私もそんなに頻繁に見るわけではないんですが、お昼時に再放送とかやっているのつい見てしまいます。

そんなとき、黙ってドラマを楽しめばいいんですが、職業柄、「それはおかしいだろ！」とつっこみを入れたいシーンが結構あります。

今日は、そんな「それはおかしいだろ！」っていう刑事ドラマの不思議をお話しさせていただきます。

ドラマなんだから別におかしくてもいいんですけどね。

### 不思議1 弁護士が事件解決！

〇〇サスペンス劇場とか、〇〇ワイド劇場などでは、よく弁護士が事件現場に足を運び、命を狙われたり、警察に疎まれたりしながら、事件の真相を突き止め、真犯人を（断崖絶壁の崖あたりで）追いつめます。

確かに、事件の概要を知るために現場に足を運ぶことはありますし、容疑者の言い分が調書と食い違っていたりすれば、真相を突き止めるべく努力はします。しかし、我々弁護士が事件の真犯人を見つけたり、真犯人を追いつめるなんてことはさすがにありません。

また、ドラマでは、事件の真相を突き止めた弁護士が、断崖絶壁の崖あるいは法廷で真犯人を追いつめていきます。断崖絶壁の崖についてはさておき、法廷で真犯人を追いつめるシーン、これには相当違和感があります。

おそらく証人として証言台に立っていると思われる真犯人に対して、弁護士が事件の真相を名探偵よろしく「さて、皆さん」と朗々と語り、それを固唾を飲んで見守る関係者…しかし、証人尋問というのは、証人に対して質問をする場であって、弁護士が語る場ではありません。証人尋問中に、あんなに朗々と語っていると、即座に裁判官に止められて、「弁護士、質問をしてください」って怒られちゃいます。

### 不思議2 時効直前に逮捕！

舞台設定として、殺人事件の時効まであと3日とかいう設定がされていて、時効完成直前に犯人が逮捕されるなんていうドラマティックな演出がされていることがあります。しかし、残念ながらこれはあり得ない話です。

刑事事件における「時効」は、公訴時効と呼ばれるものです。刑事訴訟法に規定があり、殺人事件の場合には公訴時効が25年とされています。では、殺人事件を起こしてから24年と364日経った日の23時55分に殺人犯を逮捕した場合、警察は間に合ったのでしょうか？

残念ながら、これはどう考えても間に合いません。

公訴時効というのは、時効完成によって、公訴する期限が切れてしまうということです。公訴というのは、逮捕ではなく、検察官が裁判所に公訴提起（起訴）することをいいます。起訴は、警察官による逮捕後、警察官による捜査・取調べを経て検察官に事件送致され（送検と呼ばれるものです。）、検察官の捜査・取調べを経たうえで、検察官によって、なされるものです。残り5分でこれだけの作業をこなせるとは思えませんので、残念ながらあり得ないのです。

じゃあ、逮捕した時、時効完成まであと24時間だったら？裏付け捜査をせずに、エイヤ〜ッと起訴すれば間に合うでしょうか、勇気が要るでしょうね。

### 不思議3 静粛に！

法廷のシーンでは、真相の解明や真犯人の登場にどよめく傍聴席に対して、黒いマントみたいな服を着た裁判官が、「静粛に！静粛に！」などと言いながら、木槌を叩いているシーンがあります。

しかし、これまた残念ながら、日本の裁判所に木槌は置いてありません。ですから、このようなシーンはありえないのです。きっと、アメリカの法廷ものの映画などから輸入してきたのでしょうね。

じゃあ、日本ではどうするのかって？

単に裁判官が、「静粛に、退廷させますよ。」と言うだけです。

### 弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上楢裕章・

福田浩・谷脇裕子



本稿担当：  
弁護士 上楢裕章